第5次佐賀県男女共同参画基本計画

令和3年3月



第1部 基本計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6 SDGsについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2部 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
男女共同参画に関する社会経済情勢の変化と県民の意識の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3部 計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
1 計画体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
3 計画の基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
4 9つの重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
(基本方向1) 男女共同参画推進の基盤づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
重点目標(1) 男女共同参画について男女双方の意識の形成・・・・・・・・17
重点目標(2) 幼少期からの男女共同参画について男女双方の意識の形成・・20
(基本方向2) 安全・安心に暮らすことのできる社会づくり・・・・・・・・・・22
重点目標(3) 男女間のあらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・・22
重点目標(4) 生涯を通じた男女の健康支援・・・・・・・・・・・・・・・26
重点目標(5) 生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援と
多様性を尊重する環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・29
重点目標(6) 防災・復興における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・34
(基本方向3) 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり・・・・・・・・36
重点目標(7) 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革・・・・・・・・・・・36
重点目標(8) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進・・・・・・・・・・40
重点目標(9) 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり・・・・・・・・・・43
第4部 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48 1 県における推進体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
2 市町との連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
3 事業所、CSO等との協働強化・・・・・・・・・・・・50
4 国、都道府県との連携強化・・・・・・・・・・・・・・・ 50
参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
〇用語解説集·······52
〇関係法令集······53
〇男女共同参画の推進のあゆみ(年表)····································

第1部 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法第2条)です。

「男女共同参画社会基本法」が平成 11 年に制定されてから、21 年が経過し、本県においては、男女共同参画社会の実現のため、平成 13 年3月に「佐賀県男女共同参画基本計画」を策定し、同年 10 月には「佐賀県男女共同参画推進条例」を制定、市町においては、県内20 市町すべてにおいて男女共同参画基本計画が策定されるなど、積極的な施策を展開してきました。

具体的な取組としては、男女共同参画社会の推進を図るための講演会や女性のエンパワーメントのためのセミナー等を開催し、地域や政策方針決定過程への女性の参画を促進することで男女共同参画の意識が高まりました。

また、企業における男性労働者の育児休業取得を促進するため、企業へ専門アドバイザーの社会保険労務士を派遣し、男性の育児休業取得等、子育てしやすい職場環境づくりに向けた助言を行うとともに、就業規則の変更などについてもサポートを行い、男性の育児休業の取得につながってきました。

未就業の子育で世代については、子育でと仕事のバランスを図りながら就業できるよう子育でしやすい企業と接する機会や就業体験の機会を提供し就業率の向上につながりました。さらに、女性が能力を発揮し、生き生きと働き続けることができる社会づくりを目的に、平成26年1月に設置された「女性の大活躍推進佐賀県会議」が中心となり、女性の管理職の数や比率についての宣言を各事業所に促す活動をした結果、令和2年11月末現在154事業所から宣言があり、女性が活躍しやすい職場環境の整備の必要性に対する理解が高まりつつあります。

しかしながら、「夫は仕事、妻は家庭」という性別役割分担の考えに同意する人の割合は、 ここ 10 年で大きな変化がみられず、男女共同参画が必ずしも十分に進まなかったことも否 定できません。 このような取組を通じて、企業・労働者双方の労働時間短縮の取組や育児・介護休業等の取得促進に対する意識が高まりつつありますが、総実労働時間や年次有給休暇取得率は全国平均からみると低く、更なる意識の醸成が必要と考えています。

また、女性の政治参画セミナーや市町審議会委員への女性登用の働きかけ等により、 男女共同参画意識の向上と女性活躍の気運は醸成されつつありますが、女性議員や市町 審議会の女性委員の登用は、まだまだ進んでいません。

日本は平成 20 年から人口減少に転じていますが、今後、人口減少はさらに加速することが予測され、経済活動の低下や過疎化の進行など、地域の活力の低下が懸念されています。

佐賀県では特に15歳から29歳の若年層の県外流出が続いており、人口減少の加速が懸念されます。また、共働き世帯の増加や単身世帯の増加など、家族形態の変化や男女の生き方の多様化が進んでいます。

こうした人口減少の進展や個人の生き方の多様化に的確に対応し、将来にわたり活力 を維持していくために、女性の活躍がこれまで以上に必要とされています。

一方、そんな中、依然として、性別に基づく固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」)は男女ともに根強く残っており、この性別役割分担意識が原因となり、男性は育児や家事等への参画が、女性は、仕事の継続やキャリア形成等が困難になっています。

このため、性別役割分担意識の解消、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現、ダイバーシティ(多様性)の推進により、持続可能な社会を目指すことが社会的要請となっており、こうした取組は、M字カーブ問題の解消や、政策・方針決定過程への女性の参画を進める上でも重要であると言われています。

また、昨今、深刻な社会問題となっている配偶者等からの暴力(DV:ドメスティックバイオレンス(Domestic Violence))は、被害者本人はもちろんのこと、同居する子どもにとっても、著しい心理的外傷を受ける重大な人権侵害であるため、男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める上で克服すべき課題です。

加えて、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることになり、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないよう、今ほど男女共同参画の視点が求められている時代はないと言われています。

このように、男女共同参画社会の形成は、女性の社会参画が進み、家庭、職場、地域などのあらゆる分野において、男女間のあらゆる暴力を許さないことはもとより、男女がともに認め、支えあいながら、個性や能力を十分に発揮できる社会を目指すものです。

第5次佐賀県男女共同参画基本計画は、こうした観点から、社会の変化を考慮しながら、佐賀県における男女共同参画社会を実現するための施策を、総合的、体系的に整理し、推進するために策定しました。

2 計画の構成

基本計画では、男女共同参画社会の形成の促進に関し、総合的で長期的に講ずべき施策の大綱として、第1部において、基本計画策定の趣旨、構成、第2部において、基本計画策定の背景である、これまでの県の取組の成果、社会経済情勢の変化と今後の取組の視点、第3部において、基本方向、重点目標、施策の方向、具体的な施策を示しました。

また、上記施策を総合的で計画的に推進するために必要な推進体制として、第4部において、市町、関係機関・団体との連携強化について示しました。

3 計画の性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「佐賀県男女共同参画推進条例」に基づく計画であり、「佐賀県男女共同参画基本計画」(2016-2020)の5年間の成果と新たに取り組むべき課題について、「佐賀県男女共同参画推進審議会」での審議をもとに県民の皆さんの御意見を参考にして策定しました。

本計画は、県における男女共同参画社会形成のための基本指針であり、県が策定した他の計画や指針との整合性を図りながら、県行政の各分野における男女共同参画に関する施策を総合的で計画的に推進しようとするものです。

また、平成 27 年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が施行され、都道府県に対し、その区域における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下「推進計画」という。)を定めることが、努力義務とされたことから、本計画の基本方向3「女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり」を女性活躍推進法における推進計画に位置付けています。

本計画の推進にあたっては、市町との連携はもとより、事業所やCSO(市民社会組織)など多様な主体と連携、協働して取り組んでいくための共通の指針となるものです。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和3(2021)年度から7(2025)年度までの5年間です。

ただし、国内外の動向や男女共同参画に関する社会経済状況の変化等を考慮し、必要があれば内容の見直しを行います。

5 計画の基本理念

この計画の基本理念は、男女共同参画社会基本法第3条から第7条まで及び佐賀県男女 共同参画推進条例第3条に基づいています。

1. 男女が個人として尊重される社会

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、性別に関わらず一人の人間として 能力を発揮できる機会を確保することが必要です。

2. 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の 在り方を考えることが必要です。

3. 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる 機会を確保することが必要です。

4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにすることが必要です。

5. 国際社会の動向を踏まえた取組

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組むことが必要です。

6 SDGsについて

佐賀県は、国際社会全体の目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」の「誰一人取り残さない」という理念を意識しながら、施策に取り組んでいきます。ゴール5「ジェンダー平等や、すべての女性及び女児の能力強化」は、男女共同参画の実現や女性の活躍を推進する本計画の施策の方向性とも重なっており、本計画の施策を着実に進めていくことが、SDGsの推進につながるものと考えております。

【参考】「持続可能な開発目標(SDGs)」について

「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」は、2001 年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。



なお、本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsの目標は次のとおりです。

1 see	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
3 farmac	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4 STALLARS	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の 機会を促進する
5 ##### 5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
8 2224	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
10 (\$\frac{10}{20(1)}\$	各国内及び各国間の不平等を是正する

第2部 計画策定の背景

男女共同参画に関する社会経済情勢の変化と県民の意識の変化

1 社会経済情勢の変化

①少子・高齢・人口減少社会の進展

佐賀県の総人口は、平成 27 年現在約 83 万人でしたが、国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口予測では、平成 57 年(令和 27 年)には約 66 万人まで減少すると見込まれています。その間、老年人口(65 歳以上人口)割合は 27.7%から 37.0%に上昇し、年少人口(〇~14 歳人口)割合は 14.0%から 12.5%に下降すると予想され、本県でも、人口減少に加えて、少子高齢化が進展を予測されてています。

合計特殊出生率をみても、本県は、1.64 で全国8位(平成 30 年厚生労働省調査)ではありますが、ここ数年横ばい状態が続いています。

平均寿命は女性が男性より長いことから、高齢者全体に占める女性の割合は高齢になる ほど高くなっており、高齢者の一人世帯は、女性も男性も年々増加しています。

②家族形態の変化

本県の一世帯当たりの家族数は年々減少しており、平成27年の国勢調査によると、2.67 人で、前回調査の平成 22 年に比べて 0.13 人減少し、調査開始以降、最も少なくなり、世帯の小規模化が進行しています。

但し、三世代世帯についてみてみると、平成 27 年は 36,226 世帯(一般世帯数の 12.03%)となり、平成 22 年と比べて 2.68 ポイントの低下となってはいるものの、全国的にみると比較的高く、全国平均(同 5.67%)を上回り、全国7位、九州では最も高くなっています。

ここからも、夫婦のみの世帯、ひとり親と子どもの世帯、三世代世帯等、家族形態の多様化 が進んでいることがわかります。

③地域社会の変化

地域社会においては、個人の生き方や家族形態の多様化のなかで、地域とのつながりの希薄化が懸念されている一方で、県民、CSO、企業、行政などの多様な主体が地域の担い手となって地域の活性化や課題解決に取り組む「協働社会づくり」が進められています。

その中でも、特に中心的な役割を果たすことが期待されているNPO法人の数は、本県では、 令和元年度末現在で380団体に達しています。

④就業構造の変化

佐賀県の平成 29 年の有業者数は 422,700 人(平成 29 年就業構造基本調査)で、このうち 女性は 197,100 人(有業率 52.0%)となっており、女性の有業者数及び割合ともに上昇しています。また、全国的に見て、佐賀県の労働者の労働時間が長いことが分かっており、令和元年の労働者一人平均の年間総実労働時間をみると、1,800 時間と全国平均 1,669 を 131 時間上回っています。

一方、雇用者に占める「非正規就業者」の割合は35.9%となり、うち女性が50.6%を占めており、前回(平成24年)の結果と比較して、男女ともに割合が上昇しています。

なお、共働き世帯については、H27 国勢調査結果から、佐賀県の共働き率(54.1%)は九州1位、全国では9位となっており、それに伴い、子どもの保育需要は増加傾向にあり、ここ 10 年以上右肩上がりで増加しています。

このような中、各種調査結果等によると、人々の意識の変化等により、少しずつ男性が育児 や家事、介護等に関わる割合も増えてきていますが、まだまだ主な担い手は女性という状況は 依然として続いています。

⑤暴力の多様化

DVやストーカー、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント等の暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会づくりを阻害する大きな要因となっています。

被害者の多くは女性ですが、昨今、SNSなど、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がり等に伴い、暴力の形態は多様化し、子どもが被害者となることもあります。

県配偶者暴力相談支援センターで対応したDVに関する延べ相談件数は、令和元年度は 1,535 件で、依然として 1,000 件を超える相談が寄せられる状況が続いていますが、実際のと ころは、被害の多くは、潜在化し、多くの被害者が暴力を受忍せざるを得ない環境に置かれて いることが懸念されます。

2 県民の意識の変化

令和元年度に実施した「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」結果から、以下のような項目について、意識の特徴や変化がうかがえました。

①結婚・家庭について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別役割分担意識については、「反対派」(65.2%)が「賛成派」(34.3%)を上回っており、3人に2人は、性別役割分担意識に否定的です。全国調査と比較すると、反対派は、全国調査の59.8%より5.4ポイント高く、賛成派は、全国調査の35.0%とほぼ同じ数値となっており、佐賀県の方が全国より性別役割分担意識に否定的な人の割合が高いことがわかりました。

但し、過去の調査結果と比べると、賛成する人の割合は過去 10 年において、ほぼ横ばい状態で、男女ともに、一定数の割合で、性別役割分担意識が根強く残っていることがわかりました。

②男女の地位について

男女の地位が「平等」と感じるのは「学校教育の場」が、69.9%と最も高くなり、一方、「家庭生活」「職場」「地域活動・社会活動の場」「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」で「男性優遇(計)」がそれぞれ高く、特に「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」では80%を超える結果となりました。

③日常の家事、子どもの世話、親の世話や介護の担当について

上記の全ての項目において、女性は「自分」、男性は「配偶者(パートナー)」が担当している という回答が最も多く、女性が主に担っていることが伺える結果となりました。

また、各項目において、男性側は「自分と配偶者(パートナー)が同等程度」担当していると 回答しているのに対し、女性側からすると、そうではないという回答が多く、男女での意識の差 が伺えました。

4 女性の就業について

女性の就業について、「ずっと職業を持っている方がよい」(継続就業型)が 50.4%と最も高く、過去の調査結果と比較すると年々増加していることがわかりました。

(H21:30.0%, H26:37.1%, R1:50.4%)

また、今回の調査ではじめて継続就業型が中継再就職型(「子どもができたら職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再び持つ方がよい」)を上回る結果となりました。

なお、職業を持っていない女性に理由を問うたところ、40歳代では「家事・育児との両立が困難だから」が38.5%と最も高い結果となりました。

⑤男性の育児休業取得について

5人に3人は、「男性も育児休業を取得すべきだ」(58.2%)と感じていることがわかりましたが、取得が進まない理由を男性に問うたところ、「取得者の仕事の代わりをしてくれる人がいない」が 52.7%と半数を超え、最も高い結果となりました。

また、生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の希望優先度は、男女ともに「「仕事」と「家庭生活」を同じくらい優先したい」が最も高くなっていますが、現状は、女性は「「家庭生活」を優先している」、男性が「「仕事」を優先している」が最も高くなっており、男女ともに希望と現状でのギャップが生じていることがわかりました。

⑥社会における女性の活躍について

女性が、管理職等への登用や、企画・方針決定の場へ参画を自らは望まない理由として、「知識や能力の面で不安があり、やれる自信がないから」が最も高い結果となりました。

また、参画や方針決定の場に女性の参画が少ない理由として、「職場や社会において、性別に基づく差別的な意識や慣行がある」が46.4%と最も高く、これまで過去10年の調査で最も高かった「女性参画の必要性を感じている人が少ない」が30.2%と大きく減少していることがわかりました。(H21:41.4%、H26:42.0%、R1:30.2%)

一方で、今回から選択肢に追加した「ワーク・ライフ・バランスが保てる環境が整備されていない」が、42.0%と比較的高い結果となりました。

⑦配偶者からの暴力について

被害経験者のうち、「相談した」という人は22.9%で、「相談しなかった」理由としては、「相談するほどのことではないと思った」が66.3%と最も高く、次いで「自分が我慢すれば、何とかやっていけると思った」が38.2%となりました。

⑧男女共同参画社会の実現について

男女共同参画社会の実現に向け、県や市町の行政機関がすべきこととして、「保育の施設・サービス、高齢者や病人の施設や介護サービスの充実」が 46.6%と最も高く、性別でみると、女性は同項目が 1 位で 53.7%、男性は4位で 37.5%となりました。

なお、男性の 1 位は、「各種団体や地域で活躍する女性リーダーの育成」が 47.9%と最も高い結果となりました。

(3)総括

平成 12 年に「男女共同参画社会基本法」が制定されてから、20 年が経過し、本県においては、平成 13 年に「佐賀県男女共同参画基本計画」を策定後、これまで男女共同参画社会の実現を目指し、積極的な施策の展開を図ってきました。

その間、「県の審議会等における女性委員の割合」は、平成 26 年度末に 42.4%だったものが、令和元年度度末で 43.5%となり、また、市町においても、平成 23 年度には、県内 20 市町すべてにおいて、男女共同参画基本計画が策定されました。

また、平成 30 年度には、「佐賀県 DV 防止・被害者等支援基本計画」(第4次計画)が策定されるなど、男女共同参画は緩やかにではありますが、進んできています。

しかしながら、「夫は仕事、妻は家庭」という性別役割分担の考えに同意する人の割合は、ここ 10 年で大きな変化がみられず、男女共同参画が必ずしも十分に進まなかったことも否定できません。

その主な理由としては、次の三つが考えられます。

一つ目は、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった意識は、今もなお、男女ともに根強く残っており、それが原因で、男性は育児・家事への参画が、女性は仕事の継続・キャリア形成が困難になっているため、男女双方の意識改革が必要です。

二つ目に、女性の活躍が、企業等にとっての利益や経済・地域社会の活性化につながるという認識が定着していないことです。

人口減少に伴い、女性の活躍推進は喫緊の課題ですが、政治分野、行政分野、経済分野における女性の役員・管理職に占める割合は、依然、低い状態が続いています。

今後は、政治、行政分野では、多様な人材の能力活用等の観点から女性が重要な担い手であるということ、経済分野では、懸念されている労働力不足問題や消費者ニーズの多様化への対応に女性が不可欠であるということなどを、女性活躍の認識を深めてもらうための働きかけとして、経営者等に広めていき、あわせて、女性自身の意識・行動改革も必要と考えています。

三つめは、「ワーク・ライフ・バランス」の取組は進んでいるもののまだ十分とは言えない状況 にあることです。

現状として、年次有給休暇取得率は低く、労働時間も長く、男性中心型労働慣行も根強いなど、仕事と家庭・地域生活との両立が容易ではない状態にあります。

女性も男性も働きたい人全てが、仕事と子育で・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく、生き生きと働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながら、その能力を十分に発揮することが重要であり、これを実現するためには、ダイバーシティ(多様性)の更なる推進が必要と考えています。

最後に、昨今、新型コロナウイルス感染症の拡大により、我々の生活、経済、行動、価値観等が大きく変わってきています。

また、女性と男性に対して異なった社会的・経済的影響をもたらしており、外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからの配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化や非正規雇用労働者への影響、特に女性の雇用・所得に影響が大きいと言われており、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加も危惧されています。

これは、災害に関しても同様であり、大規模災害等の発生は、全ての人々の生活を脅かしますが、とりわけ、女性や子ども、脆弱な状態にある人がより多くの影響を受けることが指摘されています。具体的には、非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の女性への集中や、配偶者等からの暴力や性被害が生じるといった課題が懸念されています

こうした状況を踏まえ、平常時のみならず、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図る必要があり、そのためには、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要であるとともに、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が必要と考えています。

女性が活躍する社会は、男性も女性もともに暮らしやすい社会、「男女共同参画社会」の実 現につながります。

今後、人口減少や高齢化といった大きな課題に対応しながら、「人を大切に、世界に誇れる 佐賀」の実現を確実なものにしていくため、県・市町・関係機関や団体等と連携し、女性が家 庭・地域・職場等あらゆる場で能力を発揮できる環境整備を進めていくことが重要です。

第3部 計画の内容

1 計画体系

(基本方向1) 男女共同参画推進の基盤づくり

- ・重点目標(1) 男女共同参画について男女双方の意識の形成
- ・重点目標(2) 幼少期からの男女共同参画について男女双方の意識の形成

(基本方向2) 安全・安心に暮らすことができる社会づくり

- ・重点目標(3) 男女間のあらゆる暴力の根絶
- •重点目標(4) 生涯を通じた男女の健康支援
- ・重点目標(5) 生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援と多様性を 尊重する環境の整備
- ・重点目標(6)防災・復興における男女共同参画の推進

(基本方向3)女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

- ・重点目標(7) 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革
- ・重点目標(8) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- ・重点目標(9) 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

2 数値目標

		現況	A	基本
	数値目標名(担当課)	令和元年度	令和7年度 までの 数値目標	方向 一 重点 目標
1	性別によって役割を固定する考え方に同意する 県民の割合 (男女参画・女性の活躍推進課)	34.3%	30%未満	1-(1) 1-(2)
2	市町における相談窓口(女性相談窓口)の設置数 (男女参画・女性の活躍推進課)	13 市町	20 市町	2-(3)
3	女性のがん検診受診率(健康増進課)	乳がん 44.7%	R4 年度 乳がん 50%	2-(4)
		子宮 頸がん 43.3%	子宮 頸がん 50%	
4	県事業によるひとり親家庭の就職者数 (こども家庭課)	75 人	R4 年度 120 人	2-(5)
5	民間企業の管理職(課長相当職以上)に占める 女性の割合 (男女参画・女性の活躍推進課)	10.1%	R4 年度 15%	3-(7)
6	市町の審議会等における女性委員の割合の平均 (男女参画・女性の活躍推進課)	29.1%	30%以上	3-(8)
7	保育所等待機児童数(こども未来課)	24 人	0人	3-(9)
8	年次有給休暇の取得率(産業人材課)	48.6%	70%	3-(9)

3 計画の基本方向

計画の基本理念を考慮した施策を推進していく上での基本方向については、第1に、「男女共同参画推進の基盤づくり」、第2に「安全・安心に暮らすことができる社会づくり」、第3に「女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり」について示し、そこに9つの重点目標を掲げて、取組を進めます。

4 9つの重点目標

計画の基本目標である「男女共同参画社会の実現」に向け、3つの基本方向の下に、以下の9つの重点目標を掲げ、男女共同参画社会の実現を進めます。

重点目標(1)男女共同参画について男女双方の意識の形成

「男女共同参画」とは、固定的な性別役割分担意識の解消を目指すものであり、男女が性別にかかわらず個人として尊重され責任も分かち合うという考え方が必要です。

男女共同参画社会とは、性別や年齢を問わず、あらゆる人々が、その能力を十分に発揮できる、多様な選択が可能な暮らしやすい社会であり、その実現が経済や社会全体の活性化につながるという意識の定着を図るため、男女双方の意識改革と、理解を促進するための広報・啓発活動を積極的に展開します。

重点目標(2)幼少期からの男女共同参画について男女双方の意識の形成

男女平等や人権尊重についての意識は、幼い時から家庭や学校、地域の中で形成されます。そこで、保育所・幼稚園、小・中・高等学校、大学等の各段階において、家庭や地域とも連携しながら、男女共同参画の視点に立った人権教育やキャリア教育、性に関する指導を実施することが必要です。

家庭や学校、地域が相互に連携し、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努めるとともに、次世代を担う子どもたちが個性と能力を発揮し、健やかに成長するよう、子どもの頃からの男女共同参画の理解や将来を見通した自己形成ができるような取組を進めます。

重点目標(3)男女間のあらゆる暴力の根絶

DV、性犯罪、性暴力、ストーカー行為、そしてハラスメント等の暴力は重大な人権侵害です。にも関わらず、男女間の暴力を根絶するための社会的な認識がまだ十分ではないため、 人権尊重意識や男女共同参画の意識を高めるための啓発が必要です。

学校や地域、職場での教育や学習を通じて、男女を問わず暴力を許さない社会の意識啓発に努めます。

また、関係機関の連携強化を図り、被害者の安心・安全に配慮した保護や自立支援を行います。

重点目標(4)生涯を通じた男女の健康支援

男女が、互いの身体的性差を十分に理解し合い、尊重しながら、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提となります。

心身の健康は、社会的要因によって大きく影響を受ける面もあるため、男女の性差に応じた 人生の各ステージに対応した適切な健康の保持増進ができるよう総合的な取組を推進しま す。

重点目標(5)生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援と多様性を尊重する 環境の整備

男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる環境整備を進めることが必要です。

貧困、高齢、障害等困難を抱えた女性が安心して生活できるよう、市町ほか関係機関・団体 と連携しながら取組を進めます。

重点目標(6)防災・復興における男女共同参画の推進

防災・復興における男女のニーズの違いなど、多様性に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって必須です。

平常時から、防災・危機管理部局や避難所担当部局と男女共同参画部局が密接に連携・協働し、防災・復興に関する政策・方針決定過程や、消防団・自主防災組織等の地域防災活動への女性の参画を促進します。

重点目標(7)女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

女性の活躍が進むことにより、女性だけでなく、男性にとっても仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながります。男女共同参画社会の実現のためには、引き続き、様々な分野における女性の活躍を進めていくことが必要です。

女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業等の取組を促進するなど、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推進等により女性の能力が発揮できるよう、意識啓発、情報提供、能力開発等の取組を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスや就業継続の支援に積極的に取り組みます。

また、女性活躍推進に関する男性の理解促進や意識の改革を進めます。

重点目標(8)政策・方針決定過程への女性の参画の推進

様々な場面において、男女を問わず、「男性優位」の意識が残っており、経営者側のポジティブ・アクション(積極的改善措置)に対する理解不足、性別役割分担意識が、政策・方針決定過程への女性の参画が進展しない要因の一つともなっています。

女性の参画促進の重要性・必要性についての理解の促進と、固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、政策・方針決定過程への女性の参画促進を引き続き事業所・団体等へ働きかけます。また、女性自身の意識・行動改革も進めます。

重点目標(9)仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別にかかわりなくその能力を 十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティ(多様性)の推進にもつながり、地域社会・経済 の持続可能な発展や企業の活性化という点からも、極めて重要です。

男女を問わず、仕事と家庭・地域生活のバランスの取れたライフスタイルが実現できるように、子育てや介護の支援の充実を図るとともに、企業、事業所・団体等と連携し、働き方の見直し等の環境整備、男性が育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくりを進めます。

(基本方向1)男女共同参画推進の基盤づくり

重点目標(1) 男女共同参画について男女双方の意識の形成

(現状と課題)

- ○「男女共同参画」とは、固定的な性別役割分担意識の解消を目指すものであり、男女が性別にかかわらず個人として尊重され責任も分かち合うという考え方が必要です。
- 〇しかしながら、「男女共同参画」の本質、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことである」という認識が十分広がっていません。
- ○また、「男女共同参画」は男性にとっても重要であり、主体的で多様な選択をし、自分らしく生きるために男女がともに進めていくものであるという認識も十分とは言えません。 社会制度や慣行には、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が女性にも男性にも根強く残っており、「男女共同参画」が進まない要因の一つとなっています。
- ○個人の働き方の多様化、家族形態の変化を踏まえ、働きながら子どもを産み育てること、親等を介護することに対する、企業組織の理解と協力の推進や、多様性が経済や社会全体の活性化につながるという意識の定着を進めることが必要です。
- ○家庭においては若い世代を中心に家事や育児・介護に積極的に参加する男性が増え、男女 共同参画の考え方が徐々に浸透しつつあるものの、中高年世代の理解が進んでいないな ど、世代によって意識に差があります。
- ○あらゆる世代で固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念を解消するとともに、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が男女どちらかに不利に働かないよう、継続した広報啓発が必要です。また、女性も男性も一人一人が、男女共同参画を自分のこととして認識し、その実現に向かって協力し合って取り組めるよう、男女双方の意識改革に取り組むことが必要です。

- ○住民の生活の身近にある自治会等では、女性会長や女性役員等の数が少ない状況が続いています。市町においては、引き続き、自治会等の住民の身近にある場での男女共同参画の取り組みが必要です。
- 〇メディアやインターネットで発信される情報の中には、性・暴力表現など、女性や子どもの人権を侵害するものも見受けられるため、男女共同参画の視点に立った表現の促進が求められます。
- 〇県内では、全市町が男女共同参画社会基本法に基づく基本計画を策定済であり、全国に比べて進んでいる反面、推進条例が制定された市町は、わずか3市(15%)という状況です。 今後、条例制定を進めることで、より参画意識の高まりが期待されます。

(施策の方向)

○男女共同参画社会とは、あらゆる人々が、それぞれの意欲に応じ、その能力を十分に発揮できる、多様な選択が可能な暮らしやすい社会であり、その実現が経済や社会全体の活性化につながるという意識の定着を図るため、男女双方の意識改革と、理解を促進するための広報・啓発活動を積極的に展開します。

(具体的な施策)

- ① 男女共同参画が必要であることを、あらゆる人々が共感できるよう、地域に根ざした身近な情報発信・意識啓発を進めます。【男女参画・女性の活躍推進課、まなび課、広報広聴課】
- ② 県立男女共同参画センターを拠点とし、市町や女性の活躍推進佐賀県会議と連携しながら、男女共同参画に係るネットワークや CSO など に対し、必要な情報や学習機会を提供するとともに、県内の企業、事業所、教育機関など様々な分野、地域での、きめ細やかな普及・啓発が行われるように努めます。【男女参画・女性の活躍推進課】
- ③ 男性にとっても、男女共同参画社会の実現は重要であり、男女共同参画社会を実現してこそ、より暮らしやすい社会となることへの理解を深めるとともに、男性の家庭、地域、職場などあらゆる場面での意識改革を進めるため、啓発事業に取り組みます。【男女参画・女性の活躍推進課】
- ④ 女性が主体的で多様な選択をし、その能力を十分に発揮するために、女性自身が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)にとらわれるこ

とがないよう、女性の意識改革に向けた啓発事業に取り組みます。【男女参画・女性の活躍推進課】

- ⑤ 男女共同参画の現状や意識などに関する実態を把握し、その公表を行ったり、県が作成する広報・出版物などにおいても、男女共同参画の視点に立った情報発信を行うとともに、市町等に対し、公的広報ガイドラインを周知します。【男女参画・女性の活躍推進課、広報広聴課】
- ⑥ メディアの表現の自由に配慮しながら、男女共同参画の視点に立った情報発信の必要性を事業者に啓発し、メディアの自主的な取組を促します。【男女参画・女性の活躍推進課】
- ⑦ 男女共同参画社会実現推進の牽引役である県は、庁内における男女共同参画を推進 し、女性活躍推進法に基づき、「特定事業主行動計画」の策定及び着実な推進を図りま す。【人事課】
- ⑧ 県は、市町に対し、男女共同参画意識の高まりを目指し、地域の実情に応じた男女共同 参画を総合的で計画的に推進するための市町男女共同参画推進条例が市町において 策定されるよう働きかけます。【男女参画・女性の活躍推進課】

重点目標(2) 幼少期からの男女共同参画について男女双方の意識の形成

(現状と課題)

- ○男女平等や人権尊重についての意識は、幼い時から家庭や学校、地域の中で形成されます。そこで、保育所・幼稚園、小・中・高等学校、大学等の各段階において、家庭や地域とも連携しながら、男女共同参画の視点に立った人権教育やキャリア教育、性に関する指導を男女双方に実施することが必要です。
- ○家庭や学校、地域においては、無意識のうちに、子どもたちに固定的な性別役割分担意 識を植え付けてしまう可能性があることを、すべての大人が認識し、男女共同参画につい て正しく理解することが必要です。
- ○学校教育及び社会教育において、教育に携わる者が、男女共同参画の理念を理解し、意識啓発と理解促進に努めるとともに、男女の人権や相互協力についての理解促進を図ることが必要です。
- 〇より教育効果の高い、分かりやすい教材づくりや指導方法等の充実が求められています。
- ○インターネットや携帯電話など情報通信機器の普及に伴って、有害な情報も多くなり、青 少年を取り巻く環境は変化しています。また、こうした情報通信機器を介した新たな暴力 の発生や誤った情報なども発生しています。小・中・高校における発達段階に応じた性に 関する指導・人権教育や、それに伴う教職員や保護者等への効果的な啓発を行い、社会 全般の認識を向上させることが必要です。

(施策の方向)

○家庭や学校、地域が相互に連携し、教育に携わる者が、男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努めます。また、次世代を担う子どもたちが個性と能力を発揮し、健やかに成長するとともに、子どもの頃からの男女共同参画の理解や将来を見通した自己形成ができるよう、男女双方への取組を進めます。

(具体的な施策)

- ①保育所·幼稚園·認定こども園における幼少期からの男女共同参画の視点での保育を促進します。【こども未来課、学校教育課】
- ②小学校・中学校・高等学校等において、男女の人権尊重、DVに関する知識、相互理解と協力の重要性、健康教育・性に関する指導などについて、子どもの発達段階に応じた適

切な教材や指導方法等の充実を図ります。また、性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力に応じ、主体的に進路を選択できる、生涯を見通した総合的なキャリア教育や進路指導を推進します。【男女参画・女性の活躍推進課、学校教育課、保健体育課、教職員課】

- ③男女共同参画の視点を考慮したキャリア教育を含む、県民一人ひとりが学び続けることができる環境づくりを行い、生涯学習の機運をさらに醸成します。【まなび課】
- ④既存の青少年関係団体だけでなく、CSO との協働を進め、子ども・若者育成支援運動を 各層に広げます。【こども未来課】
- ⑤男女共同参画の意識啓発や固定的な性別役割分担意識の解消のために、教職員を対象 とした研修及び啓発推進の指導者育成等の取組を促進します。【こども未来課、学校教育 課(人権・同和教育室)、教職員課】
- ⑥幼稚園新規採用職員に対して、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、使命感と 実践的指導力を身につけさせるとともに、人権意識を高める中で、男女共同参画の在り方 についての理解を深めます。【学校教育課】
- ⑦幼児を理解する中で、男女差別につながる言動をいち早く察知し適切な指導を行ったり、 男女で仲良く活動する中でその心地よさを経験させるなど、保育所や園での生活そのも のが男女共同参画の学習機会となるような学級運営の在り方について理解を深めます。 【こども未来課、学校教育課】
- ⑧ICT機器、情報伝達手段の発展の中で、児童生徒及び青少年や保護者・地域に対して、 様々な機会を通じて、情報を主体的に収集・判断等できる能力の育成に努めます。また、 有害な社会環境の点検と改善を図るとともに、インターネット上の有害情報等から青少年 を守るための取組を行います。【こども未来課、まなび課、警察本部・人身安全・少年課、 サイバー犯罪対策課】

(基本方向 2)安全・安心に暮らすことのできる社会づくり

重点目標(3) 男女間のあらゆる暴力の根絶

(現状と課題)

- ODV、性犯罪、性暴力、ストーカー行為、そしてハラスメント等の暴力は重大な人権侵害です。にもかかわらず、男女間の暴力を根絶するための社会的な認識が十分でないため、 人権尊重意識や男女共同参画の意識を高めるための啓発が必要です。
- 〇佐賀県内における DV 事案の認知件数は、高水準で推移しており、DV 被害者に対しては、支援に関する正しい理解と法律に基づく制度について周知を図る必要があります。
- ODVには身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力、経済・社会的暴力も含まれるという認識がまだ十分広がっていません。
- DV 被害の実態は、少数の男性被害もあるものの、やはり被害者の多くは女性であり、その背景にある性差別の社会構造を変革する必要性を絶えず訴えることが重要です。
- ODV 被害者に対し、再被害防止のための保護、援助を積極的に実施する必要があります。併せて、加害者に対する警告、事件化を積極的に実施し、再被害防止に万全を尽くす必要があります。
- ○被害者·加害者に何らかの虐待の被害経験が多い傾向にあるなど、暴力の世代間連鎖 がみられます。
- ○DV被害者は、暴力により孤立し、支援に関する情報が届きにくい状況も少なくありません。 また、暴力による恐怖感や無力感等から暴力を受けている現状を受忍している場合もあり、 公的機関に相談する割合を上げることも課題です。
- 人権を著しく侵害されている DV 被害者は、複数の問題を抱えていることも多く、安心して 生活できる場所や就労等の自立に向けた支援も必要です。また、被害者と同居する子ど もへの精神的心理的支援も必要です。
- ODV 被害者に十分な支援ができるよう、警察や市町等の行政機関及び民間支援団体と積極的に連携することが必要です。

- 〇各種相談機関との連携を密にし、DV 事案への適切な対応を図る必要があります。
- 児童が同居する家庭における DV は、児童虐待に繋がっているケースが多く、痛ましい 事件も起きています。また、高齢の配偶者に対する虐待も少なくありません。児童虐待 のケースは児童相談所や警察、配暴センターが強く連携する必要があります。
- ○多様な相談に対応するため、相談員や行政担当者への研修を実施し、人材の育成を行う とともに相談員のメンタルケアや体制強化が必要です。
- ○性犯罪は、被害者の尊厳を傷付け、心身に深刻な影響を与え、被害者のその後の生活に も甚大な影響を与えます。そのような心情の中、勇気を出して被害を申し出た被害者が、 相談先の対応によっては二次的被害を受けることもあり、また、場合によっては、被害者 が被害申告をためらい、その結果、性犯罪が温床化することにもなりかねないため、慎重 な対応を行う必要があります。
- ○売春の現状は、健全なマッサージ店や無店舗型ファッションへルス営業を装って敢行して いる事例が多く、一層潜在化を強めています。
- ○インターネット利用に起因する児童ポルノ事犯や SNS を始めとするコミュニティサイトを利用した児童買春事犯等が依然として発生しており、これら福祉犯の取締りを強化する必要があります。
- ○新型コロナウイルス感染症に伴い、家庭内の暴力の増加や深刻化が世界的に懸念されています。従来からの相談体制に加え、被害者が相談しやすい多様な支援体制を整える必要があります。

(施策の方向)

- ○学校や地域、職場での教育や学習を通じて、男女を問わずあらゆる暴力を許さない社会 の意識啓発に努めます。
- 〇年齢や性別、国籍、障害の有無に関わらず、あらゆる立場の被害者が相談できる体制を 整備するとともに、被害者にそうした情報が伝わるような広報・啓発を行います。
- ○性犯罪・性暴力被害者支援のため、ワンストップ支援センターの体制等の強化を図ります。

(具体的な施策)

- ①「佐賀県DV被害者支援基本計画」の円滑で着実な推進を図ります。【男女参画・女性の活躍推進課】
- ②県教育委員会及び市町教育委員会等と連携し、暴力を伴わない対等な人間関係を構築 する観点からの、若年層を対象とする予防教育を推進します。また、被害者支援に関わる 人材の育成、専門家の育成に取り組みます。【男女参画・女性の活躍推進課、保健体育 課、こども未来課】
- ③県民に対し、男女間のあらゆる暴力や、被害者支援に関する正しい理解を深める啓発 や、相談窓口、そして法律に基づく制度についての更なる周知を図ります。【男女参画・女 性の活躍推進課、警察本部:広報県民課、人身安全・少年課】
- ④地域における男女の人権尊重や、DV問題の周知・理解を促進する研修等を行います。 【男女参画・女性の活躍推進課、人権・同和対策課】
- ⑤県DV総合対策センターを中心に、官官連携・官民連携による被害者支援、加害者対策な ど、適切な対応に努めます。【男女参画・女性の活躍推進課、こども家庭課、警察本部:広 報県民課、人身安全・少年課】
- ⑥総合的なDV被害者支援のため、県の配偶者暴力相談支援センターは、各種相談機関との連携体制の整備を推進します。あわせて、ストーカー行為の防止に関する県民向けの啓発を推進します。また、市町の求めに応じた助言等の支援体制の整備を推進します。 【男女参画・女性の活躍推進課、こども家庭課、警察本部:人身安全・少年課】
- ⑦DV被害者支援民間グループと、被害者支援において、住宅の確保、就労支援、生活支援、啓発、研修、心のケアなどDV被害者支援民間グループの行う活動と連携し、被害者支援に取り組みます。【男女参画・女性の活躍推進課】
- ⑧女性の相談窓口の設置がまだない市町に対し被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進し、相談窓口の設置についても働きかけます。【男女参画・女性の活躍推進課】
- ⑨相談や支援に携わる相談員や関係機関の職員に対し、二次被害を起こさないための対応体制の整備と、研修等による資質向上を図ります。【男女参画・女性の活躍推進課】

- ⑩DVと面前 DV(児童虐待)、高齢者への虐待は密接に関係していることから、それぞれの早期発見につながるよう関係機関が連携し、相談・支援体制の充実を図ります。【男女参画・、女性の活躍推進課、こども家庭課、長寿社会課、学校教育課(生徒支援室)、こども未来課、警察本部:人身安全・少年課】
- ①特に潜在化しやすいとされる性犯罪・性暴力被害者に対しては、県警あるいはワンストップ支援センター「さが mirai」を中心として、相談対応から急性期の医療支援、また、回復に至るまで中長期的に支援する体制の更なる整備を目指します。【男女参画・女性の活躍推進課、警察本部:広報県民課】
- ①性犯罪捜査の一層の強化や再発防止のための対応に努めるとともに、犯罪被害者等を 支援するための施策を実施します。また、ストーカー規制法の適切な運用など、必要な対 策に努めます。【警察本部:広報県民課、人身安全・少年課、捜査第一課】
- ③売春や人身取引の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用を行い、取締りの強化と被害者の保護等の支援を行います。【こども家庭課、警察本部:生活安全企画課】
- ④携帯電話の普及から犯行形態が多様化しており、県民の相談や事件捜査に適切に対応するため、引き続き、情報の収集や分析を行うなど、取締りを強化します。【警察本部・人身安全・少年課、サイバー犯罪対策課】
- ⑤新型コロナウイルス感染症に伴い、家庭内での精神的暴力を含め、DV の増加や深刻化が懸念されたことを受け、こうした非常時にも機能する相談方法を含めた相談支援体制等の充実を図ります。【男女参画・女性の活躍推進課、こども家庭課、警察本部:人身安全・少年課】

重点目標(4) 生涯を通じた男女の健康支援

(現状と課題)

- ○女性の生涯を通じた健康教育支援の重要性が認識されているとは言い難く、そのため、 女性の心身に大きな負担を及ぼすにもかかわらず、望まない妊娠や出産、または人工妊娠中絶をしている場合があります。
- ○佐賀県の人工妊娠中絶は、全国と比較して高い状況が続いています。望まない妊娠を予 防するために、正しい性に関する知識の普及啓発が必要です。
- ○乳児死亡率等は全国の中でも低い傾向で推移していますが、小児慢性特定疾病は認定者数、受診件数ともに増加しているため、安心して子どもを生み、健やかに育てるために、切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策が必要です。
- ○不妊治療費の助成を受けた夫婦は年々微減していますが、厚生労働省が主催する検討 会の報告書等では、より若い時期からの治療が出産に至る確率が高いとされています。 早期からの治療を推進することが必要です。
- 〇児童生徒の心身の発達段階に応じて、体育科、保健体育科、特別活動、道徳などを中心 に学校教育全体を通じて性に関する指導をしていますが、学校、家庭、地域、関係機関が 一体となった取組が求められています。
- ○県内の保健福祉事務所(5 か所)で実施している性感染症(HIV、梅毒、クラミジア、HTLV-1)の相談・検査件数については、いずれも増加傾向にあります。HIV/エイズを含む性感染症患者数は、近年全国的に減少傾向となっていますが、佐賀県においては増加傾向にあります。
- 〇心身の健康は、社会的要因によって大きく影響を受ける面があります。その内容は、男女 で異なるためるため、性差に応じた的確な保健・医療を受けることが必要です。
- ○平均寿命と健康寿命の差を縮小させ、健康な期間が長くなるように様々な健康づくりの取組を推進して行くことが必要です。主な生活習慣病(がん、循環器疾患、糖尿病及びCOPD(慢性閉塞性肺疾患))による死亡数が今後も増加していくことが予測されるため、県民自らが食生活の改善や運動習慣を身に付けることにより、発症予防と重症化予防に努めることが必要です。また、社会全体が相互に支えあいながら、県民の健康を守る環境を整備することが必要です。

- ○スポーツに取り組む時間の捻出が難しいことから、働き世代や子育て世代のスポーツを 行う割合が低く、また、障害者は健常者に比べて日常的にスポーツを楽しむ人の割合が 少なくなっています。ライフスタイルやスポーツの楽しみ方の変化・多様化に対応した取 組やアプローチが必要です。
- ○新型コロナウイルス感染症に対して不安を抱える妊産婦が、安心して出産や育児ができるよう、助産師、保健師等による寄り添った支援を行うことが求められています。

(施策の方向)

- ○男女によって発症頻度が異なる病気があるなど、男女の性差をお互いが十分に理解し合い、人生の各ステージに対応した適切な健康の保持増進ができるよう総合的な取組を推進します。
- 〇学校で行う「性に関する指導」は、学習指導要領に基づき児童生徒の心身の発達段階に 応じた学校教育活動全体を通じた取組が重要であることから、引き続き、家庭、地域、県 庁関係課、関係機関等と連携しながら推進します。
- 〇妊娠・出産に関する安全性の確保と不妊への支援に取り組みます。
- ○母子の疾病の早期発見・早期治療により、障害や疾病の重症化を防ぎます。
- ○女性特有のがん(乳がん、子宮頸がん)は 40 歳前後に罹患のピークを迎えるため、働き盛りの女性や主婦層に対し、重点的に普及啓発を行うことにより、がん検診受診のきっかけづくりを行い、新たな受診者を増やし、定期的ながん検診受診、がんの早期発見へつなげます。
- 〇HIV/エイズをはじめとした性感染症を予防するため、教育・保健・医療などの関係機関と 連携し、性感染症に関する正しい知識の普及啓発を推進するとともに、検査・相談体制の 充実を図ります。

(具体的な施策)

①性と生殖に関して健康であることの重要性について、正確な情報提供に努めるとともに、 望まない妊娠の予防、HIV/エイズを含めた性感染症予防、不妊や更年期、高齢期など 様々な問題に対応できる相談体制の強化を図ります。また、人工授精経費助成、特定不

- 妊治療(体外受精・顕微授精)費助成制度の実施及び母子保健に従事する保健師等の 資質向上のための研修会や連絡調整会議を実施します。【こども家庭課、健康増進課】
- ②家庭や学校、地域が相互に連携し、子どもの発達段階に応じた適切な性に関する指導を 実施します。【保健体育課】
- ③性に関する指導についての指導者研修会を開催します。学校保健計画における性に関する指導の位置付けと実践を推進します。【保健体育課】
- ④県内の高校 1 年生全員を対象者としたエイズ予防講演等を実施し、若い世代へ性感染症の正しい知識の普及啓発を実施し、予防指導を充実させます。【健康増進課】
- ⑤保健福祉事務所における HIV/エイズ相談・検査(匿名、予約不要、検査無料)の利用や 医療機関への受診につなげる上で必要な情報提供に努めます。【健康増進課】
- ⑥周産期医療体制の確保を促進し、安心して子どもを産むことができる環境づくりを推進します。【医務課】
- ⑦様々な媒体を活用した広報により、働き盛りの女性や主婦層等に対して情報を届け、女性 特有のがんに関する正しい知識の普及啓発と検診の受診促進を行います。【健康増進 課】
- ⑧長時間労働の抑制など労働環境の整備を図ることにより、労働者の健康保持に努めるよう、事業所等に対して働きかけます。【男女参画・女性の活躍推進課、産業人材課】
- ⑨仕事、子育て、介護、健康など、男性が抱える様々な問題の解決に向け、男性のための 相談体制の一層の充実に努めます。【男女参画・女性の活躍推進課】
- ⑩年齢、性別、障害のあるなしに関係なく、誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくり に取り組みます。【スポーツ課】

重点目標(5) 生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援と 多様性を尊重する環境の整備

(現状と課題)

- 〇男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる環境整備を進めることが必要です。
- 厚生労働省は、令和2年11月27日時点で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、非正規労働者を中心に、見込みを含め解雇や雇い止めが7万4,055人に上ることを公表しています。生活困難者がこれまで以上に増加すること、特に女性の貧困率が更に高くなることが懸念されています。
- 〇平成30年国民生活基礎調査によると、日本全体の子どもの貧困率13.5%に対して、ひとり親家庭の子どもの貧困率は48.1%と非常に厳しい状況であり、子どもの貧困対策の一つとして、ひとり親家庭への生活支援、就業支援、経済的支援など総合的な対策が必要です。
- ○幼い子どもを持つ女性やひとり親家庭の母親に対する、社会や事業所の受け入れ環境が 十分整っていないため、正規雇用や雇用継続への道が厳しく、復職や再就職が困難とな っているため、仕事と家庭の両立支援が必要です。
- 〇若者の非正規雇用の割合を是正するための支援や、障害者や二一ト等が積極的に社会 に参画し、活躍できる取組が必要です。
- ○2025 年に佐賀県の高齢者数がピークとなることが見込まれます。このため、高齢者が元 気に活躍する社会づくりと自立支援の充実を図ることが必要です。
- ○高齢者人口に占める割合の高さから、女性の方が高齢者施策の影響を強く受けます。独居高齢者や高齢者のみの世帯及び介護を必要とする高齢者や認知症の人も安心して生活できるサービスの確保、地域包括ケアシステムの構築が必要です。
- ○障害者が地域で安心して生活できるよう、男女それぞれへの配慮を行いつつ、障害のある人もない人も共に生活し活動することができる社会の構築に向けて、障害者福祉の充実と就労支援の取組が必要です。

- ○言語の違い、文化・価値観の違いや地域における孤立などの困難な状況にある在住外国 人等への支援が必要です。
- ○特に、女性の障害者、外国人等は、女性であることから複合的に困難な状況に陥る場合 があります。
- ○性的指向・性自認に関することを理由として、困難な状況に置かれている場合などに対し、人権尊重の観点からの施策の推進についての配慮が必要です。
- ○学校における性的指向・性自認に係る児童生徒等への適切な対応を促すため、相談体制の充実や関係機関との連携を含む支援体制を整備する必要があります。

(施策の方向)

- 〇生活困窮者支援制度などの制度や仕組みを活用し、必要とされる支援を行います。
- 〇ひとり親家庭に対し、世帯や子どもの実情に応じて、日常生活支援、就労支援や経済的 支援などきめ細かな自立支援を行うとともに、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るため、 貧困状況にある子どもへの教育支援を行います。
- ○貧困、高齢、障害等困難を抱えた女性が安心して生活できるよう、市町ほか関係機関・団体と連携しながら取組を進めます。
- ○障害や国籍、性的指向や性的マイノリティについて、人権尊重の観点から教育・啓発等を 進めます。

(具体的な施策)

- ①地域に住むすべての人に「居場所と出番」のある住民主体の地域づくりやサービス提供体制づくりに努めます。【福祉課】
- ②市町、関係機関・団体と連携し、複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、包括的な支援を行いその自立を促進するため、生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)に基づく相談支援、就労支援、多様な就労機会の提供、居住確保支援、家計相談支援等に取り組みます。【福祉課】

- ③市町、関係機関・団体と連携しながら、男女の均等な機会と公正な待遇の確保、女性の就業継続や再就職の支援、男性も含めた働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの推進などの取組を進めます。【男女参画・女性の活躍推進課、産業人材課】
- ④子どもの貧困対策について、県の計画を策定し全庁的な取組を推進します。ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、市町、関係機関・団体と連携しながら、居住支援、子育ての支援や生活・健康に対する支援等を行います。【こども家庭課】
- ⑤「佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭の自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと就業を両立できるための支援を行います。【こども家庭課】
- ⑥企業の二一ズ把握に努め、今後とも就職に向けての職業訓練を実施し、ひとり親家庭の 親が受講しやすいコースの設定にも努めます。【産業人材課】
- ⑦児童手当や児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けなど、経済的 支援策も実施し、総合的な支援を展開します。【こども家庭課】
- ⑧児童扶養手当について、市町、関係機関・団体と連携しながら父母が婚姻を解消した児童のほか、父母の障害、生死不明、遺棄などの状態にある児童の支給要件についても周知を図ります。【こども家庭課】
- ⑨家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように、生活 困窮世帯等の子どもへの学習支援や教育費に係る経済的支援の更なる充実、スクール カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、地域における学習支援等に取り組み ます。【こども家庭課、学校教育課(生徒支援室)】
- ⑩ひとり親家庭の子どもは、親との離別等により精神的に不安定なことが多いことに配慮して、ひとり親家庭の親子への相談支援等を行います。【こども家庭課】
- ①若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、新規学校卒業者への支援、中途退学者や未就職卒業者への対応、フリーターを含む非正規雇用で働く若者への支援等を行います。【産業人材課】

- ①ニート、ひきこもり、不登校など、困難を有する子ども・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう、複数の支援を組み合わせて行うなど、地域の実情に合った切れ目のない支援を行います。【こども未来課、学校教育課(生徒支援室)】
- ③「第8期さがゴールドプラン」を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせるような地域包括ケアシステムの推進を図ります。【長寿社会課】
- (4) 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、地域における在宅医療・介護の連携を図ります。【長寿社会課】
- ⑤市町・関係機関・団体とともに、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)に基づき、高齢者虐待防止の取組を進めます。【長寿社会課】
- ⑩市町・保険者における地域づくりを通じた効果的・効率的な介護予防の推進と高齢者の積極的な社会参加の推進を図ります。【長寿社会課】
- ①「第5次佐賀県障害者プラン」や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 28 年4月施行)、「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」等に基づき、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を進めます。【障害福祉課、文化課】
- ®障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)等に基づき障害者虐待防止の取組を進めます。【障害福祉課】
- ⑨障害者の ICT 活用能力を向上させる事業を実施し、障害者の生活の質を高め社会参加を促進します。【障害福祉課】
- ⑩障害者及び企業等のニーズを反映した訓練を実施し、就職につなげていけるよう取り組みます。【障害福祉課(就労支援室)】
- ②日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、法律や制度などについての多言語での情報提供や相談体制の整備、外国人の親を持つ子どもへの支援等について、地域の実態を考慮しながら進めます。【国際課、教育振興課】

- ②配偶者等からの暴力の被害者である在留外国人女性への支援について、配偶者からの 暴力に関する専門的知識を持った通訳が可能となるような体制づくりを含め、適切な支援 を進めます。【男女参画・女性の活躍推進課、こども家庭課、国際課】
- ②様々な性的指向や性自認等を理由として困難な状況に置かれている場合などについて、 人権教育・啓発活動の促進や、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進めます。 【男女参画・女性の活躍推進課、人権・同和対策課】
- ②高齢者や障害者、子育て・妊娠中の方など、みんなが心地よく外出できる、人にやさしいまちのスタイルを「さがすたいる」として広げる取組を行い、日常生活の場において困りごとを抱えがちな当事者と県民の接点を増やします。【県民協働課】

重点目標(6) 防災・復興における男女共同参画の推進

(現状と課題)

- ○大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、とりわけ女性や子ども、脆弱な 状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。
- 〇非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識が反映され、増大した家庭的 責任の女性への集中や、DV や性被害・性暴力が生じるといった問題が明らかになってい ます。
- ○防災・復興における男女の二一ズの違いなど、多様性に配慮された男女共同参画の視点 からの防災体制の確立や災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実 現にとって必須です。
- 〇男女共同参画の視点を取り入れた対策・対応を行うためには、地域防災計画等の各種計画や、対応マニュアルの策定・修正が必要です。
- ○防災·復興に関する政策·方針決定過程や、消防団·自主防災組織等の地域防災活動へ の女性の参画が必要ですが、まだ十分に確保されていません。

(施策の方向)

- ○災害発生時に、固定的な性別役割分担意識による社会的責任や家庭的責任が男性、女性それぞれに集中することがないように、平常時から固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。
- 〇地域防災計画等の各種計画や対応マニュアルの策定・修正の決定過程、消防団、自主防 災組織等の地域防災活動への女性の参画を拡大し、防災体制づくりに取り組みます。
- 〇平常時から、防災・危機管理部局や避難所担当部局と男女共同参画部局が密接に連携・ 協働し、防災・復興における男女共同参画の視点の強化を図ります。

(具体的な施策)

① 県の防災会議については、県の審議会等への女性委員の参画率の目標(40%以上)を維持するよう、引き続き関係機関への説明、要請等に取り組みます。【危機管理・防災課】

- ② 男女共同参画の視点が取り入れられるよう、県や市町の地域防災計画等の各種計画や 災害に関する各種対応マニュアル等において、情報提供や助言を行います。また、防災 の現場における男女双方の参画を進めます。【危機管理・防災課、福祉課、男女参画・女 性の活躍推進課】
- ③「男女共同参画の視点を取り入れた災害時避難所運営の手引き」(令和元年度作成)を 利活用し、防災分野における新たな女性人材の育成や、地域防災に携わる人への男女 共同参画の視点からの取り組みに関する理解促進を図ります。【男女参画・女性の活躍 推進課】
- ④ 固定的な性別役割分担意識の解消など、防災・復興対策に男女共同参画の視点が適切に反映されるよう、日頃から、各種研修会等を通じた啓発に取り組みます。【危機管理・防災課、福祉課、男女参画・女性の活躍推進課】

(基本方向3)女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

重点目標(7) 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

(現状と課題)

- ○すべての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分 に発揮することにより、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できることが重要で す。
- ○女性の活躍が進むことにより、女性だけでなく、男性にとっても仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながります。男女共同参画社会の実現のためには、引き続き、様々な分野における女性の活躍を進めていくことが必要です。
- 〇関係機関・団体との連携を強化するとともに、企業等における女性の活躍を産業施策として位置づけ、本県における女性の活躍の推進を図っていくことが必要です。
- ○現状をみると、女性の管理職への登用や就業率が年々増加してきているなど多くの分野 において女性の参画が進んできていますが、政策・方針決定過程への女性の参画を含め た女性の活躍は十分とはいえない状況が続いています。
- ○様々な場面において、男女を問わず、「男性優位」の意識が残っており、経営者側のポジ ティブ・アクション(積極的改善措置)に対する理解不足、固定的な性別役割分担意識が、 管理職への女性の参画が進展しない要因の一つとなっています。
- ○働く場面においては、性別に関係なく全ての人が、働き方・暮らし方・意識を変革し、男性 中心型労働慣行ではなく多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和(ワーク・ライ フ・バランス)を得ることがますます重要になっています。
- ○農林漁業や商工業などにおいて、従事する女性は、経営の担い手であり、社会・経営参画をすることが必要ですが、農作業や家業等の他に、家事・育児・介護等の多くを担っている現状があります。そのため、男性の家事・育児・介護参画が求められます。

○生活の場面においても、これまで男性は家事・育児・介護等への参画や、地域社会への 貢献、自己啓発への取組などが必ずしも十分では無かったと思われます。男性の家事、 育児、介護への積極的な参画が、女性活躍を進めるための大きな鍵と考えられます。

(施策の方向)

- ○家事、育児、介護、地域活動への参画についての意識啓発やセミナーなどを通じ、女性活 躍推進に関する男性の理解促進や意識の改革を進めます。
- ○女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業等の取組を促進するなど、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推進等により女性の能力が発揮できるよう、意識啓発、情報提供、能力開発等の取組を進めるとともに、就業継続の支援に積極的に取り組みます。
- 〇子育て、介護等により離職した人への再就職や企業の支援、雇用によらない働き方等に おける就業環境の整備を推進します。
- ○新型コロナウイルス感染症の感染拡大のような非常時を契機に、テレワークの導入やオンラインの活用による多様で柔軟な働き方を取り入れる動きが加速していることから、それらの実現に向けた企業の取組を一層促進します。
- 〇農林漁業·商工業において、女性の活動の取組等を支援し、女性の更なる活躍を進めます。

(具体的な施策)

- ① 男女が長期的な視点に立ってそれぞれの人生を展望し、働くことを位置付け、男女を問わず経済的に自立していくことの重要性について、労働者、経営者、教育関係者など様々な立場の人々に対し、意識啓発を図ります。【男女参画・女性の活躍推進課、学校教育課、まなび課】
- ② 女性管理職の育成や女性の就業継続に向けた、企業・事業所による研修の実施等を 支援するとともに、経営者等の理解を促進し、企業・事業所における女性の活躍を応援 する動きを支援します。【男女参画・女性の活躍推進課、産業人材課】

- ③ 企業・事業所に対し、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法の周知を図り、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)を推奨し、男性の育児休業等の取得しやすい環境づくりを進めるため、情報提供やセミナー等による意識啓発を行います。【男女参画・女性の活躍推進課、産業人材課】
- ④ 男性の家事や育児への参画意識を高める意識啓発事業に取り組みます。【男女参画・ 女性の活躍推進課】
- ⑤ 育児·介護等により就業を中断する女性が多い現状を考慮し、いったん離職した女性の 職業訓練など、再就職支援の充実を図ります。【産業人材課】
- ⑥ 就業を希望する女性に対し、県のホームページ上に専用サイトを設け、女性への就職 支援の情報を一元的に提供します。【産業人材課】
- ⑦ 起業を目指す女性に対して、起業に関する知識・手法に関する情報や学習機会の提供など、支援の充実を図ります。【男女参画・女性の活躍推進課、産業政策課】
- ⑧ テレワークや Web 会議システム等の導入等、多様で柔軟な働き方の普及促進や導入 支援を行います。【男女参画・女性の活躍推進課、産業政策課、産業人材課】
- ⑨ 商工業や農林漁業において、女性に偏りがちな家事・育児・介護等の負担を男女で分かち合うため、家族一人ひとりがお互いを尊重し合い、評価し合うとともに、固定的な性別役割分担意識、慣行、慣習などを見直していくよう啓発に努めます。【男女参画・女性の活躍推進課、産業政策課、農産課、水産課】
- ⑩ 農山漁村の地域資源を生かした生産・加工・販売等の起業支援や女性が働きやすい就 農条件・労働環境の整備などの取組を支援します。【男女参画・女性の活躍推進課、農 産課、水産課、産業政策課】
- ① 農業及び漁業における「家族経営協定」の普及活動を進めるとともに、協定の締結や内容の改善に向けて助言を行います。【農産課、水産課】
- ① 女性農業者等の経営発展に意欲がある農業者に対する雇用型経営や、経営の複合化・法人化・多角化などの企業的な農業経営の発展に関する研修(スキルアップ研修)等を実施します。【農産課、林業試験場】

- ③ EC(ネット通販)を含む新規出店や、ICTを活用した販売促進に積極的にチャレンジする若者や女性商業者を中心とした新たな世代の商業者への支援を行います。【産業政策課】
- ① 「佐賀県人材育成基本方針」に掲げる各施策等の積極的活用・推進による意欲ある女性職員の積極的な登用の推進を図ります。【人事課、教職員課、自治修習所】

重点目標(8) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

(現状と課題)

- ○国政も地方の議会においても、女性議員が少ない現状があります。
- 〇地域における公共的団体や、各種業界(農林業・水産業・商工業)における政策・方針決 定の場への女性の参画状況は低い状況にあります。
- ○指導的立場に立つ女性の好事例の不足による不安・孤立、さらには、長時間労働を前提 とした勤務への躊躇など、労働環境の整備が不十分であることや配偶者をはじめ家族の 理解不足などにより、女性自身が企業・事業所において指導的立場に立つことを敬遠す る傾向も見られます。
- ○様々な場面において、男女を問わず、「男性優位」の意識が残っており、経営者側のポジ ティブ・アクション(積極的改善措置)に対する理解不足、固定的な性別役割分担意識が、 管理職への女性の参画が進展しない要因の一つとなっています。

(施策の方向)

- ○女性の参画促進の重要性・必要性についての理解の促進と、固定的な性別役割分担意 識の解消を図るとともに、政策・方針決定過程への女性の参画促進を引き続き事業所・ 団体等へ働きかけます。
- ○特に、女性の参画が少ない事業所・団体等に対しては、女性活躍の重要性、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推進を働きかけるとともに、女性自身の意識・行動改革を図ります。
- ○女性の活躍推進は、将来的に、各々の企業・事業所の組織活性化にも必要であり、本県の地域経済、地域活性化のための本県企業の競争力強化にもつながります。そのため、女性の役員・管理職の育成や女性の就業継続に向けた、企業による研修の実施等を支援するとともに経営者等の理解促進などを推進し、女性の活躍を応援する取組を支援します。
- 〇女性活躍推進法に定める事業主行動計画の策定対象外の中小企業・事業所においても 取組が促進されるよう、経営者層や教育機関での女性活躍に関する理解促進などの取組 について支援します。

- ○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づき、政治分野における男女 共同参画を推進します。
- 〇農林水産業、商工業等において、女性が男性の対等なパートナーとして経営や方針決定 に参画できるようにするため、地位の向上に向けた取組を支援します。
- ○教育機関において、女性の能力発揮が組織の活性化に不可欠という認識の醸成を図り、 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。

(具体的な施策)

- ①女性の能力発揮が、それぞれの事業所・団体等や地域の活性化に不可欠であるという認識の醸成を図るとともに、女性の参画状況についての調査、公表、好事例の情報発信を行います。【男女参画・女性の活躍推進課】
- ②一人ひとりが自分にあった生き方をイメージし、それを実現させようとする意思を持てるように、様々な働き方やキャリア形成に応じた身近な好事例を発掘し、積極的に発信します。【男女参画・女性の活躍推進課】
- ③県の各種審議会等への女性の参画促進(40%以上)及び女性委員のいない審議会等の 解消に取り組みます。【男女参画・女性の活躍推進課、全部局】
- ④市町の各種審議会や農業委員及び農協・漁協等の理事等における積極的な女性の参画 促進に向けた取組が推進されるよう働きかけるとともに、情報提供等の支援を行います。 【男女参画・女性の活躍課、生産者支援課、農産課、林業課、水産課】
- ⑤「女性の活躍推進佐賀県会議」の会員登録、自主宣言企業や県内経済団体等と連携し、 女性の活躍の重要性に関する理解の促進、企業への情報提供、管理職候補者となる女 性職員の養成等の取組を支援します。【男女参画・女性の活躍推進課】
- ⑥商工業・農林漁業や農山漁村における、政策・方針決定過程への女性参画の拡大や、女性の地位の向上など、女性が活動しやすい環境づくりを促進します。【男女参画・女性の活躍推進課、産業政策課、農産課、水産課、林業課】

- ⑦事業所など各種団体等に対し、実施主体の特性に応じた実効性のあるポジティブ・アクション(積極的改善措置)の取組について働きかけるとともに、情報提供等を行います。【男女参画・女性の活躍推進課、】
- ⑧女性の政治分野への参画拡大に向けた気運の醸成を図るための広報・啓発を行うととも に、女性の活躍を応援するための取組を実施します。【男女参画・女性の活躍推進課】
- ⑨公務員の成績主義の原則を前提としながら、県における女性職員(教職員を含む)において、職域拡大や研修等を通じて、管理職における女性の参画の拡大を推進します。【人事課、教職員課、自治修習所】
- ⑩テレワークなど多様な働き方を実現し、県の女性職員が仕事と家庭生活との両立を図りながらキャリアアップできる環境づくりを進めます。【人事課、情報課】
- ⑪県の女性職員の登用に積極的に取り組んでいきます。【人事課、教職員課】
- ⑩女性活躍推進法に基づき、県は、特定事業主行動計画を策定・公表し、計画の内容を推進します。【人事課、教職員課】

重点目標(9) 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

(現状と課題)

- ○少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別にかかわりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティ(多様性)の推進につながり、地域社会・ 経済の持続可能な発展や企業の活性化という点からも、極めて重要です。
- ○しかしながら、現状をみると、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進が、男性にとっても、事業所等にとっても、有益であることの理解は徐々に進んでいるものの、長時間 労働是正の取組は進んでいない状況です。
- ○有業者に占める女性の割合や共働き世帯の割合が高いことから、仕事と子育で・介護の 両立を図ることが重要です。そのために、男女ともに短時間勤務等の柔軟な働き方を推 進するとともに、育児・介護休業を利用しやすい環境整備を進めていくことが必要です。
- 〇子どもが病気の時でも仕事を休むことができない親のために、病児保育・病後児保育を行 う施設や事業所内保育所の整備が求められています。また、保育所の保育時間を延ばす だけでは問題は解決せず、長時間労働など働き方そのものを見直すことが重要です。
- ○仕事と生活の両立支援制度が規定されている事業所においても、育児休業を取得する男性は少なく、また、女性の育児休業取得は進んでいるものの、依然として、出産・育児に際して就業を中断する女性が多い状況です。そのため、まずは、制度が利用しやすい環境づくりを進めるとともに、積極的な取得のための男性に対する意識の啓発が必要です。
- ○介護休業のニーズが増えていますが、介護は育児よりも長期に及ぶこともあるため、一旦、就業を中断すれば、復職が困難になる場合があります。また、子育ての時期と親などを介護する時期が重なるケースも増えつつあります。
- ○育児休業等の制度はあるものの、男性の取得割合は低く、また有給休暇の取得率も低い 状態にあるなど、仕事と家庭の両立が必ずしも容易ではない事業所もあることから、ワー ク・ライフ・バランスが実現できる労働環境を整備することが必要です。あわせて、若者の 非正規雇用の割合を是正するための支援や、障害者やニート等が積極的に社会に参画 し、活躍できる取組も必要です。
- ○家庭の状況をみると、男性の家事・育児への参画は若い世代を中心に進んできていますが、父親同士が交流する機会や相互に男女共同参画を啓発し合う機会が必要です。

- 〇比較的、高齢者福祉や子育て、環境活動等、多様な地域活動は、地域の女性の力に負うところが大きく、自治会・町内会やPTA等、地域団体における会長などの役職については、男性が多くを占めています。そのため、多様な住民が地域活動へ参画するとともに、女性もリーダーとして活動することが必要です。
- ○公民館や学校を地域の資源として有効に活用することが必要です。また、地域における 男女共同参画の推進を図る役割を担うことができる公民館の職員等に対する、男女共同 参画の啓発が必要です。
- 〇県内では基幹的農業従事者の約4割は女性が占めており、地域の農産物・海産物などを活用した付加価値の高い商品・サービスの開発などは、多様な視点の一つとして女性の視点を盛り込むことが求められています。
- ○女性が働きやすい環境の整備や、育児・介護等に関わる女性の負担の軽減などによるワーク・ライフ・バランスの実現や、固定的な性別役割分担意識とこうした意識に基づく行動の変革に向けた取組が必要です。

(施策の方向)

- ○男女を問わず、仕事と家庭・地域生活のバランスの取れたライフスタイルが実現できるように、子育てや介護の支援の充実を図るとともに、事業所・団体等と連携し、働き方の見直し等の環境整備、特に男性が育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくりを進めます。
- ○女性が働きつづけること、社会で活躍することは、男女共同参画社会の実現のほか、少 子高齢化が進展する社会においての活力維持に寄与するものです。意識啓発と職場環 境の整備を両輪として施策の展開に取り組みます。
- ○家庭・地域における男女共同参画の実践促進に向けた意識啓発を進めるとともに、CSO 等との連携強化により、子育てや介護を支え合う環境づくりの推進や実践拡大を図りま す。
- ○働きたい女性が仕事と子育で・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働の抑制や生産性の向上に向けた効率的な働き方の見直しを推進します。また、ライフイベント(人生における就学、就職、結婚、出産・子育てなど、生活上の様々な出来事)に対応した多様で柔軟な働き方の実現を目指

し、事業所・労働者・行政が一体となって、労働時間短縮などのワーク・ライフ・バランスの 推進を図ります。

- ○子育てをしながら就職を希望する女性への就活の支援を行います。
- ○労働者が安心して働くことのできる労働時間短縮等の労働環境改善への意識の醸成を図ります。
- 〇事業所の労働環境改善に向けた取組が進むよう、取組事例等を収集し、その成果や課題 等の情報を発信します。
- ○放課後児童クラブについては、実施場所や支援員の確保に向けて支援を行い利用できない児童の解消を図ります。
- ○医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、地域における在宅医療・介護の連携を図ります。
- ○地域の特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することのないよう、地域の活動に男女ともに多様な年齢層の参画を促進し、地域活動における男女共同参画を推進します。また、PTA、自治会、町内会など、地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、地域活動に、男女共同参画の視点が反映されるよう働きかけます。
- ○固定的な性別役割分担意識とこうした意識に基づく行動の変革を促進し女性の経営参画を推進します。また、女性が過重な負担を負うことがないよう、働きやすい作業環境の整備を進めるとともに、家事、育児、介護等に関わる女性の負担の軽減などワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を促進します。

(具体的な施策)

- ①ワーク・ライフ・バランスが、事業所や経済社会の活性化や、個人の生活の充実につながるものであることを強調し、効果的な意識啓発に努めます。【産業人材課、男女参画・女性の活躍推進課、こども未来課】
- ②男女の多様なライフスタイルに対応した子育で・介護に対する相談支援体制の整備と情報提供等の支援を行います。【こども未来課、こども家庭課、長寿社会課】

- ③事業所・団体等における管理職等のイクボス(部下や次世代を育てる上司)の意識啓発を推進するとともに、両立支援制度の積極的な取得に向けた男性に対する意識の啓発を図ります。【男女参画・女性の活躍推進課】
- ④事業所が主体的にワーク・ライフ・バランスを推進することができるよう、生産性の向上に向けた効率的な働き方や妊娠・出産・育児・介護等、各ライフステージにおける職場での配慮の在り方、年次有給休暇の取得促進等に関し、指針や好事例を提供するとともに、これらに積極的に取り組む事業所を支援します。【産業人材課、男女参画・女性の活躍推進課、医務課、建設・技術課】
- ⑤妊娠や出産等により離職後、再就職するにあたって、ブランクや家庭との両立への不安等がある子育で世代の就活をサポートし、産業人材としての復帰に向けて後押しします。 【産業人材課】
- ⑥中小企業における健全な労使関係の確立、労務管理の改善、労働組合の組織運営、労働福祉の向上等に資するため、産業人材課に中小企業労働相談所を併設して、労働者及び使用者からの労働問題に関する相談に対し助言を行います。【産業人材課】
- ⑦「佐賀県次世代育成支援地域行動計画」に基づき、保育所や幼稚園、放課後児童クラブ、 病児・病後児保育施設における子育て支援を拡充するとともに、子育て家庭への情報提 供及び相談支援体制の充実を図ります。【こども未来課】
- ⑧預かり保育や地域の子育て力向上等を目的とする事業を実施する園を支援していきます。放課後児童クラブの待機児童等の解消に向け、施設改修や新設への補助制度を市町に積極的に活用してもらうように促すとともに、放課後児童クラブで児童を支援する者の質の向上を図るため、放課後児童支援員を養成する認定研修を実施します。【こども未来課】
- ⑨従業員の子育てと仕事の両立をはじめとする、子育て支援に積極的に取り組むことを宣言いただいた企業・事業所の登録制度を推進し、登録いただいた企業等を広く紹介します。【こども未来課】
- ⑩子どもを持つ看護職員等の離職防止と未就業看護職員の再就業を容易にするため、保 育所を設置する病院に対し保育所運営を支援します。また、勤務環境改善につながるよ う、要望が多い特色のある保育(休日保育など)の取組の促進を図ります。【医務課】

- ①男女共同参画社会実現推進の牽引役である県が率先して、仕事と家庭、地域生活の両立がしやすい職場となるよう環境整備を進めます。【男女参画・女性の活躍推進課、人事課】
- ①男性の家事・育児や地域活動への参画を促進するため、CSOや公民館等と連携し、情報や学習機会の提供を行います。【男女参画・女性の活躍推進課、まなび課】
- ⑬職場や家庭・地域生活において活躍する男女の好事例の発掘を行い、積極的に情報発信します。【男女参画・女性の活躍推進課】
- ⑭家族経営協定の締結の推進と女性農業者を対象とした栽培技術に関する研修会等を通して農業経営への参画を促します。また、農村における男女共同参画への意識改革を推進します。【農産課、水産課】
- (1)各地区、県単位等での女性農業者同士のネットワークづくりを推進します。【農産課、水産課】
- (16)「農山漁村女性の日」の関連行事等を通じ、農林漁業関係団体と連携して、男女共同参画社会の形成に向けた社会的気運の醸成を図ります。【農産課、水産課】
- ①様々な情報発信を行い、移住促進、UJIターン(転職)者に対する支援の取組を進めます。【産業人材課】
- ⑨庁内において、テレワークを推進することにより、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。【人事課、情報課】

第4部 推進体制

男女共同参画社会の実現に向け施策を推進するにあたっては、行政や事業所などにおいて、教育、労働、保健福祉など広範で多岐にわたる取組を総合的に着実に推進することが重要です。

このため、県の推進体制を強化するとともに、市町、県民及び事業所との連携・協働も強化することが必要です。

このことについては、佐賀県男女共同参画推進条例第 15 条において、「県は、男女共同参画施策を推進するため、県の推進体制を整備するとともに、市町、県民及び事業者との連携を図るものとする。」と明記しています。

また、同条例第5条及び第6条において、県民及び事業者に対して、男女共同参画の推進及び県が行う施策への協力を責務として掲げています。

1 県における推進体制の強化

あらゆる分野の施策に男女共同参画の視点を反映させるため、関係部局が連携し、施策を総合的で着実に推進する機能・体制の強化を図ります。

① 男女共同参画推進会議の設置

「佐賀県男女共同参画推進会議」(知事を会長とし、副知事、教育長、全本部長等で構成) を通して、男女共同参画に関する各本部局間の連携を図ります。

② 県立男女共同参画センターの機能強化

県立男女共同参画センターは、男女共同参画推進の要となる拠点として、男女共同参画に関する情報提供や、人材育成、相談、調査・研究など、市町や事業所、地域の男女共同参画ネットワーク・CSO等の活動を支援し、また、これらの団体間や関係機関・大学等との連携・協働を促進するなど、男女共同参画施策を有機的に推進します。

特に、地域における女性活躍推進の拠点として、男女共同参画を推進する人材の発掘・ 育成、地域のあらゆる分野における女性リーダーの育成等を行うとともに、育成した人材の ネットワーク化を支援します。

③ 男女共同参画推進審議会による調査審議

男女共同参画施策の推進について調査審議するため設置された、有識者や公募委員からなる佐賀県男女共同参画推進審議会において、本計画の推進状況の検証・確認、現状の把握・分析をし、年次報告として公表します。また、本計画の見直しのほか、男女共同参画施策の推進に関して必要な事項については、審議会の意見を聞くなど、連携をとりながら施策を推進します。

④ 県の施策に対する苦情への対応

性別による人権侵害や県が実施する施策についての男女共同参画の視点からの苦情については、男女参画・女性の活躍推進課及び県立男女共同参画センターが窓口となり、必要に応じて男女共同参画推進審議会の意見を聞き、また、県の他の相談機関や国の行政機関と十分な連携を図りながら、適切に対応します。なお、第三者による苦情処理機関の必要性については、調査・研究し、男女共同参画推進審議会において検討します。

⑤ 庁内における男女共同参画に関する取組の推進

「佐賀県特定事業主行動計画」に基づき、職員に対する研修や情報提供の充実、セクハラ相談対応、男性職員の育児休業等取得の促進、女性職員の職域拡大と管理職への登用促進など、男女がともに働きやすい職場環境づくりに努めるとともに、公的広報ガイドラインの周知など、庁内における男女共同参画の理解を促進し、その視点に立った施策を推進します。

2 市町との連携強化

県民にとってより身近な市町との連携を強化し、市町の基本計画に沿った取組を支援するなど、地域の実情に応じた効果的な施策の展開を図ります。

- ① 首長自らが男女共同参画の必要性についての理解を深めることが不可欠であり、様々な 機会を通して、市町長へ働きかけます。
- ② 市町における男女共同参画施策が総合的で効果的に推進されるよう、専門部署や庁内推進組織、諮問機関の設置など推進体制の整備を働きかけます。
- ③ 情報提供や会議、研修会、広報・啓発などを通して連携を強化し、県内全市町で、地域の 実情に応じた施策が推進されるよう働きかけます。

3 事業所、CSO等との協働強化

事業所や関係機関・団体、男女共同参画に係るネットワーク、CSO等との連携、協働体制を 充実するとともに、各団体の推進活動の活性化やネットワークづくりを支援します。

① CSOとの協働強化

男女共同参画社会の実現に向けて、女性団体をはじめ、男女共同参画に関する様々な分野で、独自の視点に立って自主的な活動を展開しているCSOの果たす役割は重要です。地域において男女共同参画を推進する人材の育成やCSO活動の活性化に必要な情報・学習機会の提供などの支援を行うとともに、国際交流・協力を通じた男女共同参画の推進など、CSOとの協働での取組を幅広く展開します。

② 女性の活躍推進佐賀県会議との連携

女性の活躍により企業の発展及び地域経済の活性化を図るとともに、女性が能力を発揮し、生き生きと働き続けられる社会づくりを行うことを目的として設置された女性の活躍推進 佐賀県会議と連携して、同会議の重点活動である、女性管理職比率・数等の目標設定、女 性の能力・意欲の向上、女性が活躍しやすい環境整備に努めます。

4 国、都道府県との連携強化

男女共同参画に関わる課題は、広範で多岐にわたり、本県だけでは解決が難しい場合も 多く、国の機関との連携が不可欠であるため、国に対して施策の充実や適切な情報提供を 求めます。

また、他の都道府県と情報を共有することにより、より効果的な施策の展開を図ります。

参考資料

- 〇用語解説集
- 〇関係法令集
- 〇男女共同参画の推進のあゆみ(年表)

○用語解説集

用語	解説
年次有給休暇取得率	事業者が付与した年次有給休暇日数のうち、労働者が取得した
	日数の割合のこと。(取得日数計/付与日数計×100(%))
ワーク・ライフ・バランス	男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域
	生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らの希望に
	沿った形でバランスを取りながら展開できる状態のこと。ワーク・
	ライフ・バランスが実現した社会とは、県民一人ひとりがやりが
	いや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、
	家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった
	人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。
ジェンダー	社会的意味合いから見た、男女の性区別。
ダイバーシティ	人間は人種や性別、年齢、身体障害の有無等の外見的な違い
	だけでなく、宗教や価値観、社会的背景、生き方、考え方等、
	個々の「違い」を受け入れ、認め、活かしていくこと。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳
	代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベッ
	トのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に
	労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び
	労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際
	的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子
	育て期における就業率の低下は見られない。
性的指向	人の恋愛・性愛対象がどういう対象に向かうのかを示す概念を 言う。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、 同性に向かう同性愛、男女双方に向かう両性愛を指す。
性自認	自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデ
	ンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概
15 / 15 3 3 4	念。「こころの性」と呼ばれることもある。
成績主義	職員の昇任等において、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づき行うものとすること。(地方公務員法)

〇関係法令集

男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)

目次全文

- 第1章 総則(第1条-第12条)
- 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第13条-第20条)
- 第3章 男女共同参画審議会(第21条-第26条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の 実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組みとも連動しつつ、着実に進められ てきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組みを総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる 豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成 に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにする とともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定める ことにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的と する。

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは 地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して 参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な 法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男 女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならな い。
 - 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。
- 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な 推進を 図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下 「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
 - 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大 綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合 的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の 案を作成し、会議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
 - 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解 を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女 共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のため に必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害 する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な 措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に 関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要 な調査研究を促進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府 又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互 協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。 (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援する、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同 参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審 議すること。
 - 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
 - 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣 が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行 政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、 説明その他必要な協力を求めることができる。
 - 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に 規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄 (施行期日)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に 関し必要な事項は、政令で定める。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄 (施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行 する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(施行の日=平成13年1月6日)

1 略

2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の 会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該 会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その 日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (以下略)

佐賀県男女共同参画推進条例

平成13年10月9日公布 佐賀県条例第42号

目次前文

- 第1章 総則(第1条-第7条)
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (第8条-第17条)
- 第3章 佐賀県男女共同参画推進審議会(第18条-第23条)
- 第4章 雑則(第24条)附 則

男女は、すべての人として平等であって、個人として尊重されなければならない。この理念に基づき、佐賀県では、差別や偏見のない、お互い人権が尊重される社会の実現を目指し、さまざまな取組を行ってきた。

今日、少子高齢化など社会が急速に変化している中で、豊かで活力ある佐賀県を築いていくためには、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行など、男女の主体的で自由な活動の選択を妨げる要因の解消を図り、性別にかかわりなく、個性や能力が十分に発揮できる社会を実現することが、重要かつ緊急な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、ここに、男女が互いにその生き方を尊重し、共に責任を担う 男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、 この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本となる事項等を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため 必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供 することをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。
 - 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく 制度又は慣行が、男女の主体的で自由な活動の選択を妨げないよう配慮されなけれ ばならない。
 - 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における 政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨とし て、推進されなければならない。
 - 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校及び地域における活動その他の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
 - 5 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に、推進されなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 男女共同参画 の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画 施策」という。)を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
 - 2 県は、男女共同参画施策を推進するに当たっては、市町、県民及び事業者と連携し、及び協力して取り組むよう努めるものとする。

(県民の責務)

- 第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本 理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。
- 2 県民は、県が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。
 - 2 事業者は、県が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場においてセクシュアル・ハラスメント (性的な言動により他人を不快にさせ、もってその者の生活環境を害することをいう。)を行ってはならない。
- 3 何人もあらゆる場において男女間における暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。)を行ってはならない。
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(県民等の理解を深めるための措置)

第8条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等 を行うとともに、学校教育、社会教育その他の教育において適切な措置を講ずるもの とする。

(事業者の報告)

- 第9条 知事は、男女共同参画を推進するために必要があると認めるときは、事業者に 対しその事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。
 - 2 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(表彰)

第 10 条 知事は、男女共同参画を積極的に推進する県民及び事業者を表彰することができる。

(市町及び県民に対する支援)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関し市町が実施する施策及び県民が行う活動を 支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究等)

第12条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うよう努めるものとする。

(相談の処理等)

- 第13条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による男女の人権の侵害に関し県民から相談の申出があった場合は、適切に処理するものとする。
 - 2 知事は、県が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県民又は事業者から意見の申出があった場合は、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、佐賀県男女共同参画推 進審議会の意見を聴くものとする。

(男女共同参画推進員の設置)

第14条 知事は、前条に規定する相談の申出及び意見の申出の受付等並びに男女共同 参画に関する啓発活動を行わせるため、男女共同参画推進員を置くことができる。

(推進体制の整備等)

- 第15条 県は、男女共同参画施策を推進するため、県の推進体制を整備するととも に、市町、県民及び事業者との連携を図るものとする。
 - 2 県は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、その設置する附属機関等の委員の任命等について、積極的改善措置を 講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るように努めるものとする。

(年次報告)

第17条 知事は、男女共同参画の状況、男女共同参画施策の実施状況等について、年 次報告を作成し、公表するものとする。

第3章 佐賀県男女共同参画推進審議会

(設置)

第18条 男女共同参画施策について調査審議するため、佐賀県男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

- 第19条 審議会は、知事が委嘱する委員20人以内で組織する。
 - 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはな らない。

(会長)

- 第20条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理 する。

(会議)

- 第21条 審議会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその会議の議長となる。
 - 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係県職員又は学識経験者のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第22条 審議会に、審議会の会務について委員を補佐させるため、幹事若干人を置く。 2 幹事は、関係県職員のうちから知事が任命する。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、佐賀県くらし環境本部において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が 別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章及び次項の規定は、平成14 年6月1日から施行する。

(佐賀県男女共同参画推進審議会条例の廃止)

2 佐賀県男女共同参画推進審議会条例(平成2年佐賀県条例第14条)は、廃止する。

附 則(平成16年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第74号)

この条例中第8条、第10条、第13条、第18条、第21条、第23条、第24条、第37条、第41条、第43条、第45条、第48条、第54条、第64条及び第67条の規定は平成18年1月1日から、第15条、第26条、第38条、第63条及び第65条の規定は平成18年3月1日から、その他の規定は平成18年3月20日から施行する。

〇男女共同参画の推進のあゆみ(年表)

	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
1945年 (S20)	国際連合誕生		
1946年 (S21)	婦人の地位委員会発足	史上初の婦人参政権確立日本国憲 法公布	
1953年 (S28)			婦人問題対策審議会設置
1967年 (S42)	婦人に対する差別撤廃宣言採択		
1972年 (S47)	1975年を国際婦人年とすること を宣言		
1975年 (S50)	国際婦人年(目標:平等、開発、平 和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置総理府婦人問題担当室業務開始 「育児休業法」成立(昭和 51 年施行)	唐津市に「働く婦人の家」設置
1976年 (S51)	「国際婦人の十年始まる」(198 5年まで)	「民法等の一部を改正する法律」 (離婚後復氏制度) の施行	
1977年 (S52)		「国内行動計画」策定国立婦人教育会館(現国立女性教育会館)開 館	長期総合計画に婦人に関する施策の 推進を盛り込む
1978年 (S53)			婦人の地位を高める県民大会開催
	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		有明町に「農村婦人の家」設置国連 婦人の十年推進県民大会開催
1980年 (S55)	「国連婦人の十年」中間年世界会議 (コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログ ラム」採択	続分アップを内容とする改正民法	伊万里市に「農村婦人の家」設置県 福祉生活部に青少年婦人課設置国連 婦人の十年推進県民大会開催
1981年 (S56)		「国内行動計画後期重点目標」発 表	牛津町に「農村婦人の家」設置
1982年 (S57)			内職相談センターが婦人就業援助センターとなる 80年代佐賀県総合計画に婦人に関する施策の推進を盛り込む
1983年 (S58)			上峰町に「農村婦人の家」設置
1984年 (S59)	「国連婦人の十年」の成果を検討し 評価するための世界会議(ナイロ ビ)のためのエスカップ地域政府間 準備会議(東京)	ポジウム開催父母両系主義の立場	婦人の生活実態と意識に関する調査を実施広報誌「さがの女性」発刊

	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
1985年 (S60)		生活保護基準額の男女差解消女性 の年金権の確立(国民年金法改正 /昭和61年施行) 「男女雇用機会均等法」公布(昭 和 61年施行) 「女子差別撤廃条約」批准	「婦人問題対策の推進方策」策定 中原町に「働く婦人の家」設置国 連婦人の十年最終年記念県大会開 催婦人海外派遣「婦人の翼」開始
1986年 (S61)		婦人問題企画推進本部拡充:構成 を全省庁に拡大、任務も拡充婦人 問題企画推進有識者会議開催	県婦人団体連絡協議会設置鹿島市に 「農村婦人の家」設置
1987年 (S62)		「西暦2000年に向けての新国 内行動計画」策定	
1988年 (S63)			青少年婦人課に婦人係設置佐賀県長 期構想に男女共同参加の社会づくり を盛り込む
1989年(H元)			西有田町に「働く婦人の家」設置 「女性の生活と意識に関する実態調 査」を実施
1990年 (H2)	国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ 将来戦略に関する第1回見直しと評 価に伴う勧告及び結論」採択	「西暦2000年に向けての新国 内行動計画」の見直し方針決定	「さが女性プラン21」策定婦人問題対策審議会が女性問題審議会となる
1991年 (H3)		「西暦2000年に向けての新国 内行動計画 (第1次改定)」策定	「男女共同参加の社会をつくるため の県民意識調査」を実施
1992年 (H4)	環境と開発に関する国連会議(地球サミット/リオデジャネイロ) 「アジェンダ21」採択	「育児休業等に関する法律」施行 「育児休業等に関するガイドライ ン」策定	児童青少年課に女性企画室を設置
1993年 (H5)	国連世界人権会議(ウィーン)国連 総会「女性に対する暴力の撤廃に関 する宣言」採択		佐賀県女性行政推進会議設置 「ふれ愛の翼」派遣開始佐賀県新総 合計画策定
1994年 (H6)	「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議」(ジャカルタ)		
1995年 (H7)	第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正(介護休業制 度の法制化)	佐賀県立女性センター(アバンセ) オープン (3月) 女性問題審議会に 「さが女性プラン 21」改定について諮問
1996年(H8)		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画 2000 年プラン」策 定	「さが女性プラン21(改訂版)」 策定(2月)県民生活課に女性企画 室を設置

	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き	
1990年 (H2)	国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ 将来戦略に関する第1回見直しと評 価に伴う勧告及び結論」採択	「西暦2000年に向けての新国 内行動計画」の見直し方針決定	「さが女性プラン21」策定婦人問題対策審議会が女性問題審議会となる	
1991年 (H3)		「西暦2000年に向けての新国 内行動計画(第1次改定)」策定	「男女共同参加の社会をつくるため の県民意識調査」を実施	
1992年 (H4)	環境と開発に関する国連会議 (地球 サミット/リオデジャネイロ) 「アジェンダ21」採択	「育児休業等に関する法律」施行 「育児休業等に関するガイドライ ン」策定	児童青少年課に女性企画室を設置	
1993年 (H5)	国連世界人権会議 (ウィーン) 国連 総会「女性に対する暴力の撤廃に関 する宣言」採択	第4回世界女性会議日本国内委員 会設置「短時間労働者の雇用管理 の改善等に関する法律」施行	佐賀県女性行政推進会議設置 「ふれ愛の翼」派遣開始佐賀県新総 合計画策定	
1994年 (H6)	「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議」(ジャカルタ)			
1995年 (H7)	第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正(介護休業制 度の法制化)	佐賀県立女性センター(アバンセ) オープン (3月) 女性問題審議会に 「さが女性プラン 21」改定について諮問	
1996年 (H8)		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画 2000 年プラン」策 定	「さが女性プラン21 (改訂版)」 策定 (2月) 県民生活課に女性企画 室を設置	
1997年 (H9)		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布女性国会開催 (参議院 50 周年記念)	「男女共同参画社会づくりのための 県民意識調査」を実施日韓海峡沿岸 地域振興団体(女性団 体)交流支援事業開始(~平成12年)	
1998年 (H10)		男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法-男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり -」を答申		
1999年 (H11)	エスカップハイレベル政府間会議 (バンコク)	改正育児・介護休業法施行改正男 女雇用機会均等法施行 「男女共同参画社会基本法」公 布、施行 「食料・農業・農村基本法」公 布・施行(女性の参画の促進を規 定) 男女共同参画審議会から「女 性に対する暴力のない社会を目指 して」答申	女性企画室が男女共同参画室となる 女性問題審議会が男女共同参画推進 審議会となる女性行政推進会議が男 女共同参画推進会議となる	
2000年 (H12)	国連特別総会「女性 2000 年会議」 (ニューヨーク)	「ストーカー規制法」成立 「男女共同参画基本計画」策定男 女共同参画推進本部「男女共同参 画週間について」決定	男女共同参画推進審議会に「男女共 同参画社会の形成の促進に関する施 策の基本的な方向」について諮問	

	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
2001年 (H13)		内閣府に男女共同参画局、男女共 同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護に関する法律」施行男 女共同参画推進本部「女性国家公 務員の採用・登用等の促進につい て」 「女性に対する暴力をなくす運 動」について決定第1回男女共同 参画週間閣議決定 「仕事と子育ての両立支援策の方 針について」	「佐賀県男女共同参画基本計画」策 定男女共同参画室から男女共同参画 課となる 「佐賀県男女共同参画推進条例」施 行
2002年 (H14)		アフガニスタンの女性支援に関す る懇談会開催	「佐賀県男女共同参画推進員」を設置佐賀県立女性センターを「配偶者暴力相談支援センター」に位置付ける「佐賀アジア女性フォーラム」開催
2003年 (H15)	国連女子差別撤廃委員会第29会期 において、日本の第4、5回女子差 別撤廃条約実施状況報告を審議	男女共同参画会議「女性のチャレンジ支援策」決定 「次世代育成支援対策推進法」公 布、一部施行 「少子化対策基本法」公布	
2004年 (H16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	「佐賀県DV総合対策会議」及び 「佐賀県DV総合対策センター」を 設置 「佐賀アジア女性フォーラム 2004」開催 「男女共同参画社会づくりのための
2005年 (H17)	第49回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」を開催(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」改定	「佐賀県男女共同参画推進連携会 議」を創設
2006年 (H18)			「佐賀県男女共同参画基本計画」を 改定 「佐賀県DV被害者支援基本計画」 を策定
2007年 (H19)		「雇用機会均等法」(H18.6改正) 施行	「2007男女共同参画フォーラム i n さが」開催 「佐賀県職員男女共同参画推進基本 計画」を策定

	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
2008年 (H20)	女子差別撤廃条約実施状況第6回報 告提出	「女性の参画加速プログラム」男 女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護に関する法律」一部改 正、施行	
2009年 (H21)	女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解公表	「育児介護休業法」改正	「佐賀県DV被害者支援基本計画」 を改定 「男女共同参画社会づくりのための 佐賀県民意識調査」を実施 「県立女性センター」を「県立男女 共同参画センター」に名称変更
2010年 (H22)	第54回国連婦人の地位委員会 (「北京+15」)を開催 (ニューヨ ーク) UN Women (ジェンダー平等と女性の エンパワーメントのための国連機 関) の発足が決定日本で初めてAP EC女性リーダーズネットワーク (WLN) 会合を開催	「育児介護休業法」(H21.6改正) 原則施行 「第3次男女共同参画基本計画」 策定	「男女共同参画社会づくりのための 佐賀県民意識調査」の結果を公表
2011年 (H23)	「APEC 女性と経済サミット」を開催 (サンフランシスコ)	配偶者からの暴力や性暴力の被害者を対象とした電話相談「パープルダイヤルー性暴力・DV相談電話ー」開設	「佐賀県男女共同参画基本計画 (2011-2015)」を策定
2012年 (H24)	「APEC 女性と経済フォーラム」を 開催(サンクトペテルブルク)	「女性の活躍促進による経済活性 化」行動計画(働く「なでしこ」 大作戦)決定	性暴力被害者支援モデル事業を開始
2013年 (H25)	「APEC 女性と経済フォーラム」を 開催(バリ)	「なでしこ銘柄」の選定日本再興 戦略で「女性の活躍」を推進 「配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護に関する法律」の改正	「佐賀県職員男女共同参画推進基本 計画(2013-2016)」を策定
2014年 (H26)	「APEC 女性と経済フォーラム」を 開催(北京)		「女性の大活躍推進佐賀県会議」を 設置 「佐賀県DV被害者支援基本計画」 を策定 「輝く女性応援会議 in 佐賀」を開 催「男女共同参画社会づくりのため の佐賀県民意識調査」を実施
2015年 (H27)	第54回国連婦人の地位委員会 (「北京+20」)を開催 (ニューヨ ーク) 国連防災世界会議 (仙台市) 「仙台防災枠組 2015-2030」及び 「仙台宣言」採択	「女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律」施行 「第4次男女共同参画基本計画」 策定	「女性の大活躍推進佐賀県会議」との共催で「女性の大活躍推進フォーラム」開催 「佐賀県イキメン講座キックオフフォーラム」開催

	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
2016年 (H28)			「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」策定(「佐賀県女性活躍推進計画」含む。)
2017年 (H29)	「APEC 女性と経済フォーラム」を 開催(ベトナム)		
2018年 (H30)		政治分野における男女共同参画の 推進に関する法律が公布、施行	
2019年 (H31)		働き方改革関連法一部施行	「佐賀県 DV 防止・被害者等支援基本計画」(第4次計画)策定
2020年 (R2)		男女雇用機会均等法改正 「第5次男女共同参画基本計画」 策定	
2021年 (R3)			「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」策定(「佐賀県女性活躍推進計画」含む。)